

答 申 第 1 0 号

平成16年 2月19日

仙台市長 藤 井 黎 様

仙台市個人情報保護審議会

会長 布 田 勉

仙台市個人情報保護条例第22条の規定に基づく諮問について（答申）

平成15年7月30日付健こ保第112号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第12号 「保育所における児童票」の一部開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問第12号)

1 審議会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）の行った個人情報開示請求に係る個人情報を一部開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、申立人が仙台市個人情報保護条例（平成9年仙台市条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、「保健所、福祉事務所、保育所における ， ， に係る一切の文書（太白保育所に係るもの）」の開示を請求したのに対し、実施機関が「平成11年度保育日誌」他を特定し平成15年7月23日付で行った開示決定及び一部開示決定のうち、「平成11年度児童票（ ・ 分）」（以下「児童票」という。）における非開示部分の一部について、その非開示の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添1参照）

4 実施機関の説明

実施機関の説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。（別添2参照）

5 審議会の判断

(1) 本件対象個人情報について

「児童票」は家庭状況を記した「保育所の児童票」「家庭訪問記録」、保育士が担当児童の保育状況を記した「保育記録」「保育経過記録」、保育目標等を記した「年間指導計画」で構成され、及び （以下「本件児童」という。）それぞれについて作成されている。本件異議申立てに係る対象個人情報は、 に係る「児童票」のうち、「保育経過記録」の家庭との関わり欄、総合所見欄及び平成11年10月29日（金）付記載の非開示部分並びに に係る「児童票」のうち、「保育経過記録」の家庭との関わり欄、総合所見欄及び平成11年9月14日（火）付記載の非開示部分に記載された個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）である。

なお、本件開示請求及び異議申立ては、本件児童の親権者である法定代理人が行ったものである。

(2) 保育所の行う業務及び本件児童等の状況について

保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づき設置されるもので、「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」（同法第39条第1項）である。「児童票」は、本件児童について、児童の置かれている家庭環境や、日々の保育状況を記録しているもので、保育の経過を踏まえて保育が適切に進められているかどうかを把握し、次の保育の資料とするために作成されているものである。また、保育所が適切な保育を実施するためには、保護者との協力関係が必要であり、必要に応じ保護者からの相談に応じたり、指導や援助等を行うことも保育所の重要な業務と認められる。

なお、本件児童については既に保育所を卒園しているところであるが、申立人の三女が現在保育所に入所しており、申立人については、なお保育所との関わりが継続しているものと認められる。

また、本件においては、児童相談所が通報機関（者）からの虐待通告を端緒として、家庭裁判所の承認を得て、親権者の意に反して児童福祉施設への入所措置を行った事例であることから、本件児童とその法定代理人である親との利害は必ずしも一致していない。現在、施設入所の措置は解除されているが、なお、児童相談所による相談援助が継続している状況にある。

以上を踏まえて、本件対象個人情報の非開示事由該当性について検討する。

(3) 条例第14条第1項第2号の該当性について

ア 条例第14条第1項第2号は、「個人の評価，診断，判定，選考，指導，相談等を伴う事務事業に関する個人情報であって，開示をすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるもの」については非開示とすることができる旨定めたものである。

イ 保育所は適切な保育を実施するため、日々の児童の健康状態や発達状況等を的確に把握し、その児童に合わせた保育計画を作成し実施しているものであるが、その過程においては、必然的に保育所ないしは保育士の当該児童に対する評価，診断，判定やこれに基づく指導等が行われているものと認められる。また、保育所は、児童の保育について、保護者に対する相談，指導，援助の業務も行っている。「児童票」はこれら保育所の業務に伴い作成，利用されるものであって、客観的事実と併せて、児童の評価，診断，判定、指導等に関する情報や保護者に対する相談，指導，援助に関する情報が含まれているものであるから、「児童票」における個人情報は、同号に規定する「個人の評価，診断，判定，選考，指導，相談等を伴う事務事業に関する個人情報」に該当すると認められる。

ウ そして、「児童票」中の個人情報を非開示とするには、当該個人情報を開示することによって、現在又は将来の保育所の業務に支障が生じるおそれがあると認められる場合でなければならない。

エ 本件対象個人情報には本件児童の発言等が記録されている。これを、本件のような児童本人とその法定代理人である親との利害が必ずしも一致していない状況において開示すれば、親と

の関係において児童本人の不利益となるおそれがある。保育所としては、仮に開示がなされるとした場合には、児童の発言等を正確に記録しにくいこととなり、児童に適切な保育を行ううえで必要な記載がなされなくなり、結果として児童の適切な保育の実施に支障が生じるおそれがあるものと認められる。したがって、このような情報は、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるから、条例第14条第1項第2号に該当する。

オ 次に、本件対象個人情報には、児童相談所をはじめとした関係機関との連絡・調整に係る情報が記されている。本件のような事例においては、児童相談所等の関係機関との連絡・調整が不可欠と認められるところ、当該連絡・調整の内容には、申立人の意に反するものも少なくないものと認められる。そして、このような情報を開示することは、申立人の実施機関に対する不満や不信感を増大させ、その結果担当者において、無用な軋轢をさけようとするあまり必要かつ正確な情報が記録されなくなるおそれがあるなど、今後の保育業務に支障が生じるおそれがあるものと認められる。また、各関係機関の評価・診断等業務にも支障が生じるおそれも否定できない。したがって、このような情報は、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるから、条例第14条第1項第2号に該当する。

(4) 条例第14条第1項第6号の該当性について

ア 条例第14条第1項第6号は、「開示をした者以外の第三者に関する個人情報であって、開示することにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」については非開示とすることができる旨定めたものである。

イ 本件対象個人情報から上記(3)エ及びオに該当するものを除いた部分は、いずれも第三者の行動や発言を記載したものであると認められる。これらの情報は、申立人や本件児童に知られることを予定されていないものであって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるものと認められるから、条例第14条第1項第6号に該当する。

(5) 条例第14条第1項第3号の該当性について

実施機関は、本件対象個人情報について、条例第14条第1項第3号にも該当する旨主張しているが、本件対象個人情報は、同項第2号又は第6号のいずれかに該当するので、同項第3号の該当性について判断するまでもなく、非開示が相当と認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 議 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 1 2 号)

年月日	内 容
平成15. 7. 30	・ 諮問を受けた
15. 9. 5	・ 実施機関（健康福祉局こども家庭部保育課）から理由説明書を受理した
15. 9. 9	・ 異議申立人から意見書を受理した
15. 9. 11 （平成15年度 第6回審議会）	・ 諮問の審議を行った
15. 10. 2 （第7回審議会）	・ 実施機関（健康福祉局こども家庭部保育課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った ・ 異議申立人から意見を聴取した
15. 10. 29	・ 異議申立人から意見書を受理した（2回目）
15. 12. 22 （第10回審議会）	・ 諮問の審議を行った
平成16. 2. 5 （第12回審議会）	・ 諮問の審議を行った